

別添

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（平成 28 年度）（案）」
に対する意見提出者
計 8 者

（意見提出順、敬称略）

	意見提出者	代表者氏名等	
1	株式会社ジュピターテレコム	代表取締役社長	牧 俊夫
2	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
3	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
4	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長兼 CEO	宮内 謙
5	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	鵜浦 博夫
6	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
7	株式会社NTTドコモ	代表取締役社長	吉澤 和弘
8	KDDI 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

**「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 28 年度）（案）」
に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

1. 平成 28 年度の市場検証に関する重点事項

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1 年次計画に定める重点事項に基づき分析・検証を行うことに賛同。	考え方 1-1	
<p>平成 28 年度の重点事項として「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」を挙げ、「電気通信市場の分析」「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」「電気通信市場の検証」および「分析・検証にあたり、事業者側・利用者側の情報収集」を実施することに賛同いたします。</p> <p>上記の 4 点を実施していく中で、公正競争環境や利用者利便の観点で課題が明らかとなった場合、その都度、制度的な対応を含めて早期にご検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p> <p>NTT 東・西が提供を開始したサービス卸について、重点的に分析・検証を行うことに賛同します。ボトルネック設備に係る事業者間取引であるにも関わらず相対取引となっているサービス卸は、提供条件が不透明であり、認可接続約款に基づく取引と異なり交渉過程も含めてボトルネック独占性に起因する優越的地位の濫用が行われ易いことから、事業者間の公平性が担保されているかを徹底的に調査することが必要です。</p> <p>また、NTT 東・西のサービス卸については、提供開始から約 1 年が経過したばかりであり、今後 F T T H 市場におけるサービス卸比率が高まること懸念されることから、本年度の重点事項に留めるのではなく、長期的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成28年度）（案）」（以下「本計画案」といいます。）に対する賛同の御意見として承ります。 ・ なお、市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 ・ また、本計画案では、今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめた年次レポート（案）を作成し、今後の課題等については平成29年度年次計画（案）に反映させることとしています。 	無
意見 1-2 情報通信市場においては、光回線の卸売サービスやMVNOを活用して、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションを促進していく必要がある。ダイナミックに変化する市場実態をよりの確に捉えるためには情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した上で、利用者の視点に重点をおいた分析・評価を行うことが必要。また、市場検証の運用にあたっては様々な事業者による新たな価値創造の取組みによるイノベーションの推進等を後押し、自由な事業活動に委縮効果をもたらすことのないよう、十分な配慮が必要。	考え方 1-2	
<p>今回の「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 28 年度）（案）」においては、市場検証の重点事項の 1 つとして、「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」を掲げ、公正競争環境と利用者利便の確保の観点から、光回線の卸売サービ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に記載の重点事項は、電気通信市場全般の分析・検証を行う中で重点的に分析・検証を行う事項を示したもので 	無

<p>スを活用したF T T HアクセスサービスやMVNOをはじめとする移動系通信における競争状況等を中心に分析・検証することとされています。</p> <p>この点、基本方針案への当社意見としても申し上げたとおり、今後とも大きく変化していく情報通信市場においては、光回線の卸売サービスやMVNOを活用して、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションを促進していく必要があります。そのためには、多様なプレイヤーにとってのビジネスの自由度や柔軟性を確保することで創意工夫による新しい価値創造を促進し、その事業をより発展させていくことが重要であり、政府においても、その実現を後押ししていただきたいと考えます。</p> <p>そのため、光回線の卸売サービスを活用したF T T HアクセスサービスやMVNOをはじめとする移動系通信における競争状況等に関する分析・検証を行うに当たっては、固定や移動といった従来型の細分化された市場、さらには固定市場における「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」といった提供手段に着目した分析・検証を中心として行なうのではなく、ダイナミックに変化する情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰するとともに、従来の通信キャリアを含む多様なプレイヤーにとって過度な負担とならず、また新たな挑戦を萎縮させることのないよう、十分な配慮が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>あり、電気通信市場を細分化した分析のみを行うことを意図するものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画案では、F T T Hアクセスサービスの競争状況等の分析を行うに当たり、固定系ブロードバンド（F T T Hアクセスサービス、C A T Vアクセスサービス、A D S L）の競争状況等についても留意の上、分析を行うこととしています。 ・また、本計画案では、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行うとともに、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理することとしています。 ・なお、多様化・複雑化する電気通信市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、市場の実相を適切に分析していくために必要な情報を積極的に収集していく考えです。 ・また、本計画案では、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、分析対象や分析手法、必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行うこととしています。 	
<p>近年、情報通信市場においては、モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及等により、ユーザは、固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しています。また、通話アプリに代表されるように、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービスがブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあります。このように、通信キャリアの提供するネットワークサービスは、もはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎないものとなっています。</p> <p>また、当社が平成27年2月に提供を開始した「光コラボレーションモデル」（サービス卸）においては、不動産分野、医療・介護分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者が参入することにより、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、F T T Hサービスを活用した新たな融合サービスが登場し始めているところです。</p> <p>このような旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、2020年代においては近年注目されているI o Tやビッグデータ、A I等が具体的なサービスとして広く実用化され、ネットワークサービスはそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。</p> <p>こうした中、通信キャリアのみに着目し市場支配力の有無を中心とした検証を行って</p>		

きた旧来の競争評価は有効性を欠いてきたものと考えます。

上記の認識に基づき、当社は、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）」に対して、情報通信市場全体を広く俯瞰した上で、多様なプレイヤーによる新しい価値創造や需要創出を後押しする政策の立案に資する市場検証としていただきたい旨の意見を提出しましたが、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 28 年度）（案）」（以下、年次計画（案））では、依然として、固定通信と移動通信を異なる市場として画定した上で分析を行うこととしているほか、固定通信市場においても、F T T Hアクセスサービスを「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」の提供形態別に細分化した上で分析・評価を行うこととしています。

また、「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方（答申）」（以下、2020 答申）においては、「市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立」のため、競争評価を更に充実・発展させることが示されましたが、今回の年次計画（案）におけるサービス卸及びMVNO等といった市場は、昨年までの競争評価における狭く画定された市場よりもさらにその範囲が狭まっており、このままでは、2020 答申に示された政策の具体的な方向性が実現できなくなるものと考えます。

上述のようなダイナミックに変化する市場実態をよりの確に捉えるためには、電気通信市場を細分化した分析を行うのではなく、情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した上で、利用者の視点に重点をおいた分析・評価を行うことが必要だと考えます。

なお、仮に固定通信市場に着目した分析を行うとしても、年次計画（案）「4. 電気通信市場の検証に関する実施方針」に記載のある、「様々な分野・産業においてF T T Hアクセスサービスの利用が促進されているか」、「新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか」に重点をおいた検証を行っていただきたいと考えます。また、少なくとも、F T T Hアクセスサービスについて、提供形態別よりもむしろ、最終利用者に対してサービスを提供する事業者の契約数に基づいた分析・検証を行っていただきたいと考えます。

加えて、電気通信事業者の業務の適正性等の確認にあたっては、従来の競争セーフガードや公正競争レビュー制度で行われてきたような、憶測やおそれ、懸念等に基づいた評価を行うことのないよう、事実確認を十分に行っていただきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社】

近年、情報通信市場において、ユーザは、固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用できるようになってきました。また、光回線の卸売サービスやMVNOを活用し、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションも進展しています。加えて、I o Tやビッグデータ活用、A I等が広く実用化されるようになることで、通信キャリアの提供するネットワークサービスは、そのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、もはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎな

いものとなっていきます。

こうした中、当社も平成27年2月より、「光コラボレーションモデル」(サービス卸)を提供しており、平成28年3月末時点で卸先事業者は255社、卸契約数は161万契約となっています。また、これまで電気通信サービスを提供していなかったエネルギー分野、警備分野、不動産分野等の異業種からの参入も相次ぐなど、「光コラボレーションモデル」の提供を通じて新たな価値創造が進んでおり、当社としても、多様な事業者の創意工夫によるイノベーションの促進や多種多彩なサービス創出を下支えすることで、光の新規需要拡大、ICT利活用の促進、ひいては我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献していきたいと考えています。

以上を踏まえ、新たな市場検証においては、旧来のサービス区分により細分化された市場の枠組みを前提として、もはや主役とは言えないコモディティ化したネットワークサービスを提供している通信キャリア同士の競争に着目し、固定や移動といった従来型の細分化された市場、さらには固定市場における「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」といった提供手段に着目して細々分化された市場ごとに競争状況を分析・検証するだけでなく、ダイナミックに変化する情報通信の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行うために、異業種も含めた様々なプレイヤーによる複合サービスの提供動向や、利用者がどのようなサービス(コンテンツやアプリケーション、端末等を含む)をどのように選択・利用しているのかといった利用者の利用実態に重点を置いて、情報通信市場全体を広く俯瞰する必要があると考えます。

新たな市場検証の運用にあたっては、従来の通信キャリアを含む多様なプレイヤーにとって過度の負担とならず、また、様々な事業者による新たな価値創造の取組みによるイノベーションの推進等を後押しするよう、十分な配慮が必要であると考えます。

【西日本電信電話株式会社】

モバイル分野においては、海外の巨大プレイヤー等による上位・下位レイヤーからNWレイヤーへの影響力が拡大し、市場環境は大きく変化しており、単に定量データを静的に捕えると市場の変化を見誤りかねません。

このような市場環境の変化を踏まえ、本市場検証においては、従来の「競争評価」の評価手法に囚われることなく、市場環境の変化の実態に照らして分析・検証方法が適切であるか十分な議論が必要と考えます。

今般の電気通信事業法改正は、情報通信審議会 答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」(以下、2020答申)で示された「ICT基盤を活用した新事業・新サービスの創出」や「イノベーションによる民間事業者の創意工夫が促される仕組み」を目指して行われた法改正であ

<p>ることを踏まえれば、2020年代を見据えた建設的な議論がなされることを期待します。また、本市場検証の実施に当たっては、民間事業者の自由な事業活動に委縮効果をもたらすことのないよう、十分な配慮をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
---	--	--

2. 電気通信市場の分析に関する実施方針

2-1 電気通信市場の分析

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 2-1-1 F T T H の提供形態別の競争状況や卸電気通信役務を活用したアクセスサービスの競争状況等について分析することに賛同。</p>	<p>考え方 2-1-1</p>	
<p>NTT東西殿によるサービス卸を活用したF T T Hアクセスサービスについて、移動系通信サービスとのセット割引等の背景を踏まえて、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」の提供形態別の競争状況やF T T Hに係る卸電気通信役務を活用したF T T Hアクセスサービスの競争状況等について分析することに賛同いたします。</p> <p>固定系通信市場の分析にあたっては、サービス卸を利用する契約者の大半がNTTドコモ殿およびソフトバンク殿に係るものとなっているという総務省殿の調査結果があり、また今後ともその数は増加する傾向であると予想され、サービス卸と需要を共通とする電力系通信事業者およびケーブルテレビ事業者への影響が懸念されることから、以下の項目について長期的な観点で分析すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定系通信市場における主要な移動系通信事業者と他の通信事業者との競争状況の分析 NTTグループによる市場独占の回帰傾向に関する分析 <p style="text-align: center;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 御提案頂いた固定系通信の分析の観点等については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 なお、本計画案では今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめた年次レポート（案）を作成し、今後の課題等については平成29年度年次計画（案）に反映させることとしています。 	<p>無</p>
<p>意見 2-1-2 MVNOの参入促進を図る目的で実施された制度改正等が競争促進やサービス多様化に有効に機能しているかという観点から、移動系通信における競争状況等について分析することに賛同。</p>	<p>考え方 2-1-2</p>	
<p>MVNOの参入促進を図る目的で実施された制度改正や二種指定事業者による卸電気通信役務が、競争促進やサービス多様化に有効に機能しているかという観点から、MVNOサービス・MVNEサービスの提供実態やMVNOをはじめとする移動系通信における競争状況等について分析することに賛同いたします。</p> <p>移動系通信市場の分析にあたっては、SIMカード型や通信モジュール等のサービス区分別で行うこととされていますが、機器種別でのサービス区分だけではなく、後述す</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 御提案頂いた移動系通信の分析の観点については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 	<p>無</p>

<p>る例のように利用用途による観点なども取り入れ、多様な分類で分析いただくことを要望します。</p> <p>【利用用途によるサービス区分の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ通信サービスのみ ・ データ通信サービス+音声通話サービス（無料の音声パックつき） ・ データ通信サービス+音声通話サービス（無料の音声パックなし） ・ I o T、M2Mサービス 等 <p>また、MVNOの普及促進等の観点から、S I Mロック解除の実施状況（SIM ロック解除の実績、利用者の認知状況、ロック解除後の機能制限の有無等）についても分析することが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>		
<p>意見 2-1-3 分析に当たり、市場規模やシェア等を用いた定量的な分析に加え、定量的に把握できない競争状況等については定性的な分析を行うことに賛同。</p>	<p>考え方 2-1-3</p>	
<p>分析に当たって、市場規模やシェア、市場集中度指数（HHI）、事業者数、料金の推移（料金水準、料金体系等）、利益水準（ARPU等）等を用いた定量的な分析に加え、定量的に把握できない競争状況等については定性的な分析を行うことに賛同いたします。</p> <p>シェア算定等の前提となる市場の画定については、原則として従来の競争評価で用いられた手法が継続されるものと考えます。</p> <p>なお、競争状況等を分析・検証する際には、基本方針案に対する意見書でも述べた通り、“不可欠性、独占性を有する固定系通信”と“代替性を有する移動系通信”の違いや、M2MやI o Tなどのイノベーションを牽引していくモバイル事業に対する自由度の確保、政府出資のNTTが巨大な企業グループを形成している日本の通信市場の特殊性を踏まえることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ モバイル事業への規制やNTTグループ内取引の実態に関する御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見 2-1-4 F T T Hアクセスサービスに関する分析手法に賛同。</p>	<p>考え方 2-1-4</p>	
<p>F T T Hアクセスサービスに関する分析手法について、賛同します。</p> <p>今後F T T H市場における契約数比率が高まることが懸念されるサービス卸については、本年度の重点事項に留めるのではなく、長期的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p>このため、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの契約数等の定量的分析においては、経年での推移を把握する必要があると考えます。</p> <p>また、競争状況の実態を把握する為には、特に、以下の点についても分析が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス卸を活用したF T T Hアクセスサービスの加入状況（転用／新規）の詳細 ・ 特に新規については、「自己設置」、「接続」からの乗り換え（解約新規）と純粋な新規契約との区別 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ サービス卸に係る分析の観点に関する御意見については、分析の際の参考として承ります。 ・ なお、本計画案では、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言 	<p>無</p>

<p>・「卸電気通信役務を活用したF T T Hアクセスサービスと移動系通信サービス・インターネット接続サービスとの間における相互の影響等」については、これらのサービスに付随する映像サービスや、関連する業務委受託などを通じた差別化要素となっているものの影響等</p> <p style="text-align: center;">【K D D I 株式会社】</p>	<p>を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要なデータやその収集の在り方等について検討を行うこととしています。</p> <p>・また、本計画案では、今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめた年次レポート（案）を作成し、今後の課題等については平成29年度年次計画（案）に反映させることとしています。</p>	
<p>意見 2-1-5 ADSLサービスの終了と他サービスへの移行が進む中であっても適正な事業者間競争が確保されているか調査・分析を行うことを期待。</p>	<p>考え方 2-1-5</p>	
<p>NTT東西のメタル回線を利用したADSLサービスは、既に一部事業者で新規加入受け付けの停止やサービスの終了が周知されるなど、他アクセスサービスへの移行が進んでいると考えます。</p> <p>今後もその動きは継続するものと考えますが、移行にあたって適正な事業者間競争が確保されているかといった視点でも調査、分析がなされることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>・御意見については、固定系通信の分析・検証を行う際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-1-6 NGNにおける競争環境への影響について分析を要望。</p>	<p>考え方 2-1-6</p>	
<p>・F T T H各種サービスを提供するNGNは、NW構築の経緯からNTT東西殿利用部門と接続事業者の同等性が担保されないまま現在に至っております。</p> <p>また、平成28年7月21日接続委員会報告書において、NTT東西殿に対し、接続約款で明記されていない網機能及びその仕様について、提供するサービス、網機能及びその仕様の対応関係が明確になるように整理した上で、本年11月末までに総務省殿に報告するとともに、公表することが要請されました。</p> <p>このため、NTT東西殿からの報告内容をふまえ、NGNにおける競争環境への影響について分析を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・総務省では、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成28年7月27日）を踏まえ、同日付けでNTT東日本・西日本（以下「NTT東西」といいます。）に対して「利用部門が利用しているNGNの網機能のうち、接続約款で明記されていない網機能及びその仕様について、提供するサービス、網機能及びその仕様の対応関係が明確になるように整理した上で、本年11月末までに総務省に報告するとともに、公表すること。」を要請しました。</p> <p>・NTT東西から上記整理について公表された場合には、公表内容について御意見があればお伺いしたいと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>意見 2-1-7 固定ブロードバンドサービス全体における「光サービス卸」のシェアは限定的であるにも関わらず、「光サービス卸」のみに着目し、そのシェアが高いことをもって評価するといった局所的な議論とならないよう要望。</p>	<p>考え方 2-1-7</p>																			
<p>「自己設置」・「接続」・「卸役務」の提供形態別の競争状況や、光サービス卸を活用したFTTHサービスの競争状況について分析する方針が示されておりますが、「需要者にとっての代替性」という観点では、「自己設置」「卸役務」等のいずれの提供形態も区別されるものではありません。固定ブロードバンドサービス全体における「光サービス卸」のシェアは限定的であるにも関わらず、「光サービス卸」のみに着目し、そのシェアが高いことをもって評価するといった局所的な議論とならないようお願い致します。</p> <p>【図：固定ブロードバンドサービス全体における事業者別シェア（2015年12月末時点）】</p> <table border="1"> <caption>固定ブロードバンドサービス全体における事業者別シェア (2015年12月末時点)</caption> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>シェア (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東西</td> <td>44.5%</td> </tr> <tr> <td>KDDI</td> <td>21.5%</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>ケイ・オプティコム</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>電力系事業者</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>光サービス卸 (NTTグループ)</td> <td>44.6%</td> </tr> <tr> <td>光サービス卸 (その他)</td> <td>55.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】電気通信市場検証会議(第1回)総務省資料</p> <p>※NTT東西のシェアには光サービス卸に係る卸契約数は含まない ※電気通信市場検証会議(第1回)総務省資料を元に当社作成</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	事業者	シェア (%)	NTT東西	44.5%	KDDI	21.5%	ソフトバンク	5.8%	ケイ・オプティコム	4.2%	電力系事業者	2.4%	その他	12.3%	光サービス卸 (NTTグループ)	44.6%	光サービス卸 (その他)	55.4%	<p>・考え方1-2のとおりです。</p>	<p>無</p>
事業者	シェア (%)																			
NTT東西	44.5%																			
KDDI	21.5%																			
ソフトバンク	5.8%																			
ケイ・オプティコム	4.2%																			
電力系事業者	2.4%																			
その他	12.3%																			
光サービス卸 (NTTグループ)	44.6%																			
光サービス卸 (その他)	55.4%																			
<p>意見 2-1-8 契約数シェアに基づく分析・評価に際してはMVNOによる影響等についても十分考慮してほしい。また、競争の観点だけではなく、サービスの多様化の観点やイノベーション促進の観点からの分析も必要。</p>	<p>考え方 2-1-8</p>																			
<p>当社はMVNOからの要望等に対し、真摯に対応してきたところです。その結果、当社網を利用するMVNOが拡大し、競争が激化していると認識しておりますが、見方によっては当社の契約数シェアが拡大し、あたかも当社の市場支配力が高まっているかの</p>	<p>・御意見については、検証を行う際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>																		

<p>ような誤認を与えるおそれがあります。契約数シェアに基づく分析・評価に際してはMVNOによる影響等についても十分考慮頂きたいと考えます。</p> <p>また、本実施方針に示されたような「MNO間で料金・サービスを中心とした競争が進展しているか」など競争の観点だけを捉えるのではなく、MNOとMVNOの連携によるサービスの多様化といった観点や実現に時間はかかるもののイノベーション促進の観点からの分析も必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>・なお、本計画案では、MVNOサービス・MVNEサービスの提供実態やMVNOをはじめとする移動系通信における競争状況等について分析を行い、MNO間、MNOとMVNOとの間及びMVNO間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化等が促進されているか、MVNOやMVNEの普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大しているか等の観点を中心として検証を行うこととしています。</p>	
---	--	--

2-2 電気通信市場の最新動向等に関する研究

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-2-1 固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種の連携サービス等の電気通信市場における環境変化を踏まえ、分析手法を充実させることに賛同。</p>	<p>考え方2-2-1</p>	
<p>FTTHアクセスサービスと移動系通信サービス・インターネット接続サービスのセット販売をはじめ、電気サービスやポイントサービス等の異業種サービスなど、固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種の連携サービスが競争環境に与える影響について分析することに賛同いたします。</p> <p>当該分析においては、必要となる分析手法の研究を行うとされていますが、既にMNO3社は電力小売や保険といった電気通信事業とは異業種の事業分野にも進出していることから、その影響は日々拡大し、また異業種の特性によってはその影響が継続してしまうことが懸念されるため、分析手法の構築は早期に実施していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	<p>・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・また、分析手法に関する御意見については、連携サービスによる影響の分析に必要な分析手法等の研究を行う際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するため、必要となる分析手法等について研究を行うことについて賛同します。</p> <p>なお、FTTHアクセスサービスと移動系通信サービス・インターネット接続サービスのセット販売等、サービス市場を跨る様々な連携サービスが提供されていますが、これらのバンドル化されたサービスが登場したからといって、安易に画定する市場の範囲を拡大するべきでないと考えます。従来の市場画定をベースにした上で、市場を跨ぐサービスがそれぞれの画定市場の競争環境にどのような影響を与えているかを分析することが重要と考えます。</p>		

3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見3-1 業務の適正性等の確認については、卸先／卸元事業者等の双方から意見を聴取した上で、公平な視点で判断してほしい。	考え方3-1	
<p>ヒアリング対象となる卸先／卸元事業者等の間には利害関係も存在することから、業務の適正性等の確認については、双方からの意見を聴取した上で、公平な視点で判断頂きたいと考えます。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>・本計画案では、固定系通信に関してはNTT東西及び卸先事業者に対し、また、移動系通信に関しては第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」といいます。）、二種指定設備設置事業者の特定関係法人たる電気通信事業者及びMVNOに対し、ヒアリング等を行うこととしています。</p>	無

3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見3-1-1 「サービス卸ガイドライン」の対応状況等についての確認、サービス提供に当たっての課題等について、ヒアリングを行うことに賛同。	考え方3-1-1	
<p>「サービス卸ガイドライン」の対応状況等についての確認、サービス提供に当たっての課題等について、ヒアリングを行うことに賛同します。</p> <p>特に、ボトルネック設備に係る事業者間取引であるにも関わらず相対取引となっているサービス卸は、提供条件が不透明であり、認可接続約款に基づく取引と異なり交渉過程も含めてボトルネック独占性に起因する優越的地位の濫用が行われ易いことから、事業者間の公平性が担保されているかを徹底的に調査することが必要です。</p> <p>なお、NTT東・西のサービス卸の取引に係る業務の適正性等を確認するにあたっては、「自己設置」及び「接続」型のFTHアクセスサービスを提供する競合通信事業者についても、NDAを締結する等してヒアリング等に参加させるべきと考えます。</p>	<p>・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・なお、サービス卸の料金その他の提供条件については、公平性、適正性及び透明性確保の観点から、総務省において、卸先事業者の閲覧に供するとともに、当該事業者から意見聴取を行っているところです。</p>	無

【KDDI株式会社】		
意見3-1-2 サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同。	考え方3-1-2	
<p>サービス卸ガイドラインに基づき、NTT東西殿及びNTT東西殿からサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同いたします。</p> <p>なお、卸先事業者の競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの実態に関しては、事業者・利用者からのアンケート調査やヒアリングだけでは十分把握できないおそれがあるため、卸先契約代理業者を含めた営業販売現場における個別具体的な行為について実態調査を行うことが重要と考えます。</p> <p>また、卸先契約代理業者が関与した行為により、結果して公正競争を阻害するおそれもあるため、卸先事業者による卸先契約代理業者に対する監理・監督状況等についてもあわせて確認するべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ 卸先契約代理業者が関与する行為に関する御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。 	無
意見3-1-3 「サービス卸ガイドライン」に基づく報告について、総務省が適正性の検証を行い、遵守状況を公表することでガイドラインのより効果的な運用につながることを期待。	考え方3-1-3	
<p>NTT東西が提供するサービス卸について、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」では、「その提供形態や内容によっては、自ら回線設備を設置する事業者による競争に与える影響を含め、様々な競争事業者との公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがある」とされたことから、卸元であるNTT東西、および卸先事業者には業務の適正性、公平性確保のため、「サービス卸ガイドライン」を踏まえた対応が求められています。</p> <p>NTT東西と卸先事業者との個別契約内容等については、ガイドラインに基づき報告がされ、総務省でもその適正性の検証が行われていると考えておりますが、併せて本調査で遵守状況が第三者に公表され、透明性が高まることで、ガイドラインのより効果的な運用につながることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス卸の料金その他の提供条件については、公平性、適正性及び透明性確保の観点から、情報通信審議会に報告し、公表しております。また、電気通信事業法第39条の2の規定に基づき、同法第38条の2の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報を整理し、公表することとしています。 	無
意見3-1-4 サービス卸について、事業者間手続きや協議期間について十分な検証が必要であり、業務の状況について確認することを要望。	考え方3-1-4	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「サービス卸」を含むNTT東西殿提供の卸役務に関しては事業者間による協議となりますが、接続協議と比べて協議が長期化する場合があります。このため事業者間手続きや協議期間に関して十分な検証が必要であり、業務の状況についてしっかりと確認いただくことを要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見については、業務の状況等の確認を行う際の参考として承ります。 	無

3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-2-1 改正電気通信事業法及びMVNOガイドラインに基づき、第二種指定電気通信設備に関する接続制度に対する対応状況や卸電気通信役務の提供状況等について確認を行うことに賛同。</p>	<p>考え方3-2-1</p>	
<p>改正電気通信事業法及びMVNOガイドラインに基づき、第二種指定電気通信設備に関する接続制度に対する対応状況や卸電気通信役務の提供状況等について確認を行うことに賛同いたします。</p> <p>確認にあたっては、以下の項目を実施いただくことを要望します。</p> <p>HLR/HSS機能等、ガイドライン上で開放を促進すべき機能と位置づけられたものの対応状況の確認</p> <p>MVNOへの設備開放に対するスタンスのMNO間格差（L2接続料の格差等）</p> <p>MVNOドメインのメールアドレスに対するMNOの取り扱い</p> <p>また、MVNOに対して、サービス提供に当たっての課題等を聴取することに賛同いたします。MVNOへの聴取の結果、サービス提供に当たって制度的な課題があると判断される場合、制度的措置（MNOへの指導・助言、法令・ガイドラインの見直し等）を早期に検討していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ 御提案頂いた確認項目については、業務の状況等の確認を行う際の参考として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見3-2-2 MNOグループにおいて、グループ内外の公平性が確保されているかを確認項目とすべき。</p>	<p>考え方3-2-2</p>	
<p>当社以外のMNOグループにおいては、携帯電話・BWA等を組み合わせた「電波利用の連携」をはじめとしたグループ一体経営がなされており、2020 答申においても、グループ化の動向として「MVNO等の主要なグループ以外の事業者の事業展開を阻害するおそれが生じてきている」と指摘されたことを踏まえれば、各MNOグループ内の携帯電話・BWA事業者とグループ外のMVNO等との間で公平性が確保されているかなどMVNOなどへの確認項目とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二種指定設備設置事業者及び二種指定設備設置事業者の特定関係法人たる電気通信事業者の業務の状況については、御指摘の観点も含め、MNO、MVNOからサービス提供に当たっての課題等を聴取して、適切に対応していく考えです。 	<p>無</p>

3-3 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見3-3-1 非対称規制の遵守状況等について確認を行うこと及び他の競争事業者からのヒアリングを行うことに賛同。	考え方3-3-1	
<p>非対称規制の遵守状況等について確認を行うこと及び他の競争事業者からのヒアリングを行うことについて賛同します。</p> <p>通信自由化から約30年が経過した今も、NTT東・西、NTTドコモを始めNTTグループ各社の市場シェアは依然として高いのが実態です。NTTグループ各社がこれらの高いシェアを維持する背景には、持株会社体制の下で潜脱的にグループ連携・一体化を行うことにより、現行の非対称規制等が形骸化している可能性もあるため、現行制度が有効に機能しているかについても徹底的に分析することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>・当該事業者だけではなく、競争事業者からの意見に関しても必要に応じて適宜聴衆し、公正／公平な検証につながる確認を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・現行の非対称規制等の有効性に関する御意見については、電気通信事業者の業務の適正性等の確認を行う際の参考として承ります。</p> <p>・なお、本計画案では、非対称規制に関する業務の状況等の確認に当たり、必要に応じて、他の競争事業者からの意見を聴取することとしています。</p>	無

3-4 NTT東西に係る公正競争要件の確認

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見3-4-1 非対称規制の遵守状況等について確認を行うこと及び他の競争事業者からのヒアリングを行うことに賛同。	考え方3-4-1	
<p>非対称規制の遵守状況等について確認を行うこと及び他の競争事業者からのヒアリングを行うことについて賛同します。</p> <p>通信自由化から約30年が経過した今も、NTT東・西、NTTドコモを始めNTTグループ各社の市場シェアは依然として高いのが実態です。NTTグループ各社がこれらの高いシェアを維持する背景には、持株会社体制の下で潜脱的にグループ連携・一体化を行うことにより、現行の非対称規制等が形骸化している可能性もあるため、現行制度が有効に機能しているかについても徹底的に分析することが必要です。</p>	<p>・考え方3-3-1のとおりです。</p>	無

【KDDI株式会社】		
意見3-4-2 NGNはPSTNのマイグレーション先であることもふまえ、「活用業務」を利用し運用していること自体が公正競争を阻害していないか確認が必要。	考え方3-4-2	
<p>・「活用業務」に関しては「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方（平成23年11月改訂）（以下「考え方」という。）に基づき実施されていますが、NGNはPSTNのマイグレーション先であることもふまえ、「活用業務」を利用し運用していること自体が公正競争を阻害していないか十分に確認する必要があると考えます。</p> <p>また、上記考え方に関しても、今の時代に即したものとなっているか確認が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・本計画案では、NTT東西の活用業務が、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」（平成23年11月改訂）に基づき、NTT法に規定する地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれているかについて確認することとしています。</p> <p>・なお、確認の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。</p>	無

4. 電気通信市場の検証に関する実施方針

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-1 電気通信市場の検証に当たっての観点に賛同。</p> <p>電気通信市場の検証に当たっての観点について賛同します。</p> <p>なお、市場の動向の分析・検証にあたっては、“不可欠性、独占性を有する固定系通信”と“代替性を有する移動系通信”の違いや、M2MやIoTなどのイノベーションを牽引していくモバイル事業に対する自由度の確保、政府出資のNTTが巨大な企業グループを形成している日本の通信市場の特殊性を踏まえることが必要と考えます。</p> <p>また、今後FTH市場における契約数比率が高まることが懸念されるNTT東・西のサービス卸については、本年度の重点事項に留めるのではなく、長期的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>考え方4-1</p> <p>・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>・モバイル事業への規制やNTTグループ内取引の実態に関する御意見については、分析・検証を行う際の参考として承ります。</p> <p>・本計画案では、今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめた年次レポート（案）を作成し、今後の課題等については平成29年度年次計画（案）に反映させ</p>	無

	ることとしています。	
--	------------	--

4-1 固定系通信に関する市場の検証

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-2 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で検証すること、電気通信事業分野とは異なる分野も考慮に加えて検証することに賛同。</p>	<p>考え方4-2</p>	
<p>F T T Hアクセスサービスについて、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で検証すること、電気通信事業分野とは異なる分野も考慮に加えて検証することに賛同いたします。</p> <p>特に、N T T東西殿によるサービス卸は多様な異業種の事業者とのコラボレーションによりイノベーションを起こし、これまでにない新規サービスを創出するという目的で開始されましたが、現時点ではそのような異業種とのコラボレーションは限定的であると考えます。一方、サービス卸によりN T T東西殿とN T Tドコモ殿やN T Tコミュニケーションズ殿といったグループ会社との連携は益々強まっており、N T Tグループの市場独占の回帰傾向が高まっていることから、その傾向により電気通信市場において公正競争が阻害されていないか、利用者の利便性向上につながっているか、徹底的に検証していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ 本計画案では、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行うとともに、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理することとしています。 ・ また、N T T東西によるサービス卸については、医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等の様々な分野・産業においてF T T Hアクセスサービスの利用が促進されているか等の観点を中心に検証を行うこととしています。 	<p>無</p>
<p>意見4-3 固定ブロードバンドサービス全体における「光サービス卸」のシェアは限定的であるにも関わらず、「光サービス卸」のみに着目し、そのシェアが高いことをもって評価するといった局所的な議論とならないよう要望。</p>	<p>考え方4-3</p>	
<p>「自己設置」・「接続」・「卸役務」の提供形態別の競争状況や、光サービス卸を活用したF T T Hサービスの競争状況について分析する方針が示されておりますが、「需要者にとっての代替性」という観点では、「自己設置」「卸役務」等のいずれの提供形態も区別されるものではありません。固定ブロードバンドサービス全体における「光サービス卸」のシェアは限定的であるにも関わらず、「光サービス卸」のみに着目し、そのシェアが高いことをもって評価するといった局所的な議論とならないようお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社N T Tドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考え方1-2のとおりです。 	<p>無</p>

4-1-1 公正競争環境に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-1-1 公正競争環境に関する検証については、広い視点での検証を行い、今後の市場成長につながる分析が行われることを期待。</p>	<p>考え方4-1-1</p>	
<p>公正競争環境に関する検証については、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保され、料金・サービスの多様化の促進が期待されているところであると考えますが、例えば料金・サービスの多様化により利便性の向上が図られることで、どの程度の利用者満足が得られているか、またサービスの提供料金や提供条件との関連性を調査するなど、広い視点での検証が行われ、今後の市場成長につながる分析が行われるよう期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画案では、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行うとともに、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理することとしています。 	<p>無</p>
<p>意見4-1-2 移動系通信市場における検証と同様、固定系通信市場においても卸元事業者と卸先事業者の間の公正競争等の検証を十分に実施すべき。また、メタル回線を利用したレガシー系サービスについても、競争環境や利用者の利便性に関して十分に分析した上で検証を行うことを要望。</p>	<p>考え方4-1-2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 移動通信市場におけるMNO-MVNO間の公正競争等の検証実施と同様に、固定通信市場においても「卸元事業者（NTT東西）-卸先事業者間」の公正競争等の検証を十分に実施すべきと考えます。 「サービス卸」は第1種指定電気通信設備を利用し、第一種指定電気通信設備を設置しているNTT東西殿が提供するサービスにもかかわらず、その卸料金は透明性がなく、第一種指定電気通信設備制度の抜け穴になりつつあります。このため、接続料・卸料金・利用者利用金について分析のうえ、料金サービスの低廉化が促進されているか十分に検証すると共に、卸約款などによる規制の導入による透明性の確保についても検証いただくことを要望します。 F T T Hアクセスサービスの普及は、近年鈍化傾向にあり、「サービス卸」開始後においてもその傾向に変化はありません。又、現在のF T T Hアクセスサービスにおける「接続」は、心線単位での貸し出しによる接続料の設定となっているなど、新規参入事業者にとっては非常に高いハードルがあると認識しています。このため、さらなるF T T H普及促進のためにも、現状の問題点を正確に把握のうえ検証いただくことを要望します。 NGNは、様々なプレーヤーによる多様なサービス実現を目的に構築されましたが、狭帯域QoSサービスである光IP電話サービスとベストエフォートデータ通信サー 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見については、検証を行う際の参考として承ります。 F T T H市場における競争を促進する観点からは、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」という三つの提供形態から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備され、F T T H市場全体の需要増につながるものが重要であると考えています。 また、NTT東西によるサービス卸は、第一種指定電気通信設備を利用して行われる事業者間取引であり、F T T Hアクセスサービスの小売市場における公正な競争の土台となるものであるため、 	<p>無</p>

<p>ビスが大半を占めているのが実情です。</p> <p>今後のI o T時代における多様なサービス実現のためにも、競争事業者の参入促進を阻害しているものがないか十分な検証を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析／検証においては、F T T Hが大きくクローズアップされていますが、メタル回線を利用したレガシー系サービスに関しても、平成28年3月末時点で約2500万の加入数があるため、競争環境や利用者利便性に関して十分に分析のうえ検証を実施することを要望します。 ・メタル回線の検証において、スタックテストの結果を用いる場合には注意が必要と考えます。スタックテスト算出における収入と費用に関して、基本料金と費用の異なる加入電話とI S D Nを合算して集計しており、サービス別の実態を的確に把握できていません。このため利用する場合は個々のサービスについてそれぞれ算出しなおし、利用していただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>事業者間取引の適正性・公平性のみならず、小売市場においても公正な競争が確保されることが重要であると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、N T T 東西によるサービス卸を契機とした異業種の参入を含む多様な新サービスの創出やF T T Hアクセスサービスの利用率の向上が図られ、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたF T T Hサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要であると考えています。 	
<p>意見4-1-3 F T T H市場における公正競争環境に関する検証を行う際には、光コラボレーションサービスが本来のサービス卸の制度導入趣旨に合致したものが否かを検証することが重要。</p>	<p>考え方4-1-3</p>	
<p>F T T H市場における公正競争環境に関する検証を行う際には、光コラボサービスが本来のサービス卸の制度導入趣旨に合致したものが否かを検証することが重要です。</p> <p>そのためには、N T T 東西のサービス卸を受ける企業を、既存の通信事業者か異業種かに分類した上で、それぞれの契約数を比較し、後者のサービスについては、「光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出」に当たるのか、契約主体の一元化を図る「フレッツ光」の再販に過ぎないのか等を精査する等して、制度導入の効果を詳細に分析・検証することが必要です。</p> <p style="text-align: center;">【KDD I 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案では、N T T 東西によるサービス卸については、医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等の様々な分野・産業においてF T T Hアクセスサービスの利用が促進されている等の観点を中心に検証を行うこととしています。 	<p>無</p>

4-1-2 利用者利便に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-1-4 F T T H市場における利用者利便に関する検証を行う際には、満足度や選好理由のみならず、現行のサービス卸の仕組み等が消費者の混乱を招いていないか等運用上の問題点についても分析・検証すべき。</p>	<p>考え方4-1-4</p>	

<p>F T T H市場における利用者利便に関する検証を行う際には、満足度や選好理由（優先度）を問うことは勿論、現行のサービス卸の仕組みや、再転用、接続への移転等に係る問題が消費者の混乱を招いていないか等運用上の問題点についても分析・検証すべきです。</p> <p>特に、光コラボのサービスに切り替えた利用者に対して、公社時代からのブランド力を継承するN T T独自の優位性が作用しているかどうかを分析する観点から、サービス卸を選択した利用者に対して何を基準に選択したかを調査する際、契約主体の一元化や料金の低廉化といったメリットの他、ブランド力や信頼性・安定感についても、分析要素に加える必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【K D D I 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御意見については、検証を行う際の参考として承ります。 本計画案では、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行うとともに、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理することとしています。 	無
---	--	---

4-2 移動系通信に関する市場の検証

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-2-1 移動系通信市場における協調的寡占状態を抑止するため、MVNOが実質的なプレーヤーとして競争できる環境の整備が重要であるという主旨に賛同。</p>	<p>考え方4-2-1</p>	
<p>移動系通信市場における協調的寡占状態を抑止するため、MVNOが実質的なプレーヤーとして競争できる環境の整備が重要であるという主旨に賛同いたします。</p> <p>MVNOの新規参入・普及促進を実施するため、以下の項目についても検証するべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOによる、自身の資本関係にあるMVNOに対する不当な優遇（端末調達や販売チャネルの提供における優遇 等） サブブランド等を含めた多様な視点での、MNOの料金・サービスの妥当性の検証（自身のサブブランドを活用して、MVNOでは成しえない料金水準やサービスを提供していないか 等） 定期的にフォローアップされている端末購入補助の適正化状況等を含めた、全体を俯瞰した料金の多様化・低廉化の検証 <p style="text-align: right;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画案に対する賛同の意見として承ります。 御提案頂いた検証の観点については、検証を行う際の参考として承ります。 	無
<p>意見4-2-2 契約数シェアに基づく分析・評価に際してはMVNOによる影響等についても十分考慮してほしい。また、競争の観点だけではなく、サービスの多様化の観点やイノベーション促進の観点からの分析も必要。</p>	<p>考え方4-2-2</p>	
<p>当社はMVNOからの要望等に対し、真摯に対応してきたところです。その結果、当社網を利用するMVNOが拡大し、競争が激化していると認識しておりますが、見方に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 考え方2-1-8のとおりです。 	無

<p>よっては当社の契約数シェアが拡大し、あたかも当社の市場支配力が高まっているかのような誤認を与えるおそれがあります。契約数シェアに基づく分析・評価に際してはMVNOによる影響等についても十分考慮頂きたいと考えます。</p> <p>また、本実施方針に示されたような「MNO間で料金・サービスを中心とした競争が進展しているか」など競争の観点だけを捉えるのではなく、MNOとMVNOの連携によるサービスの多様化といった観点や実現に時間はかかるもののイノベーション促進の観点からの分析も必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
---	--	--

4-2-1 公正競争環境に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-2-3 「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」が、移動系通信市場における競争環境に及ぼす影響について検証することを要望。</p>	<p>考え方4-2-3</p>	
<p>・平成28年3月、端末購入を条件とした割引等を頻繁に享受する利用者与其他利用者の公平性確保の観点等から、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」が制定されました。過剰な端末購入補助を適正化する同ガイドラインの趣旨には賛同ですが、同ガイドラインの適用により、MNPや新規の利用者へ適用する料金プラン等の柔軟な導入に支障を来たす事態も生じており、事実、市場におけるMNPの流動数は減少傾向が続いています。これら環境変化の結果、移動系通信市場における加入者シェアの硬直化や顧客の囲い込み強化がなされ、結果として、加入者シェアの高い事業者に優位な競争環境となっている懸念も存在することから、同ガイドラインが当該市場における競争環境へ及ぼす影響について検証頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・御意見については、検証を行う際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>

4-2-2 利用者利便に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無

<p>意見 4-2-4 ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等については、複数年度の分析を経ることが適当。また、新料金プラン等については、本来、自由競争の中で各社が創意工夫により検討すべき領域である料金・サービスが、真に利用者利便や満足度向上に資する内容となり得ているかについて検証を行うことも有用。</p>	<p>考え方 4-2-4</p>	
<p>・ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等については、MNO各社において平成 28 年 4 月以降順次、新料金プラン等を導入しているところです。従って、利用者利便や満足度向上への効果検証に足る十分な期間が経過しているとは必ずしも言えないことから、検証結果を導出する上では、単年度の分析でなく、複数年度の分析を経ることが適当であると考えます。</p> <p>・また、当該料金プラン等の導入については、総務省殿の「ICT サービス安心・安全研究会」の議論結果も踏まえ、業界において取り組んでいる事項でもありますが、本来、自由競争の中で各社が創意工夫により検討すべき領域である料金・サービスが、これら政策議論の結果として、真に利用者利便や満足度向上に資する内容となり得ているかについて検証頂くことも、今後の政策の方向性を検討する上では有用であると考えます。具体的には、単にサービスの多様性や低廉な料金等の文脈のみならず、サービスの複雑性や利用者による料金選択の容易性等への影響を含む多角的な効果検証を実施頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・本計画案では、今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめた年次レポート（案）を作成し、今後の課題等については平成29年度年次計画（案）に反映させることとしています。</p> <p>・新料金プラン等に係る検証に関する御意見については、検証を行う際の参考として承ります。</p>	<p>無</p>

5. 情報の収集

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 5-1 本年次計画（案）にも、2020 答申で示された「事業者の負担にも配慮」という視点を盛り込むべき。</p>	<p>考え方 5-1</p>	
<p>2020 答申において、「各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立」にあたり、「事業者の負担にも配慮しつつ」とされたことも踏まえ、本年次計画（案）も当該視点を盛り込むべきと考えます。</p> <p>利用者に対するアンケート調査の活用にあたっては、「電気通信市場検証会議」において質問項目・選択肢の妥当性や恣意性の排除などについて検討したうえで実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>・効率的かつ実効性の高い分析・検証を行うため、客観的・専門的知見も活用し、必要となる情報の収集を充実させるとともに、市場環境の変化や利用者視点等を踏まえた分析・検証手法の充実を図ることを「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成28年7月）で示したところです。</p>	<p>無</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、本計画案では、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行うこととしています。 	
--	--	--

5-2 供給（事業者）側に関する情報の収集

頂いた御意見	頂いた御意見にする考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見5-2 検証に向けたアンケート調査については、最小限にし、対外的に非公表の情報については提出が困難である点に留意してほしい。</p>	<p>考え方5-2</p>	
<p>・事業者から総務省殿へ報告する事項については、度重なる報告規則の改正や任意の要請によりその項目数が年々増加の一途をたどっており、事業者の負荷が極めて高い状況になっています。従って、本検証に向けたアンケート調査についても、最小限として頂くとともに、対外的に非公表の情報については提出が困難である点に留意頂きたいと考えます。</p> <p>なお、MVNOに関する情報の収集についてはMNOに求めるのではなく、MVNOから直接聴取頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場検証を適切に実施するためには、検証プロセスの透明性を確保することが重要である一方、分析・検証の基礎となる情報について営業秘密が含まれる場合があるという観点を踏まえ、適切に対応してまいります。 ・なお、本計画案では、①電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行うこととしているとともに、②収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとしています。 	<p>無</p>